

木津川市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業

募集要項

令和6年7月

木津川市

目 次

第1章 募集要項等の定義	3
第2章 事業の概要	3
1. 事業名	3
2. 対象施設	3
3. 業務内容	4
4. 事業期間	4
第3章 応募事業者の条件等	
1. 応募資格	4
2. 応募に関する留意事項	5
第4章 事業者募集等のスケジュール	
1. スケジュール表	6
2. 募集要項等の公表	7
3. 募集要項等に関する質問の受付など	7
4. 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	7
5. 提案書の提出	8
6. プレゼンテーション及びヒアリング審査	9
7. 選定結果の通知	9
第5章 提案書等の審査方法	
1. 選定委員会の設置	9
2. 審査の方法	9
第6章 提案書等に関する条件	
1. 委託料等に関する条件	10
2. リスク管理方針	10
3. 遵守法令	11
第7章 委託事業実施に関する事項	
1. 業務委託の継続が困難になった場合の措置	11
2. 市による本委託事業の実施状況の監視	12
3. 連絡調整会議の設置	12
4. 事務局	12

<添付資料>

資料1「仕様書」

資料2「様式集」

その他資料

「第一学校給食センター配置図」

「第一学校給食センター厨房機器表」

「第二学校給食センター配置図」

「第二学校給食センター厨房機器表」

第1章 募集要項等の定義

木津川市（以下「市」という。）では、木津川市立第一学校給食センター及び木津川市立第二学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）で実施する学校給食について、民間事業者の高い技術力等を活用するため、引き続き調理等と配送の業務を令和7年4月から民間事業者へ委託することとする。

委託する民間事業者の選定にあたっては、学校給食の質の保持と調理業務等の安全性及び効率性を確保するため、提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用する。

この募集要項は、木津川市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定める。

第2章 事業の概要

1. 事業名 木津川市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業
2. 対象施設

施設 の 名 称	木津川市立第一学校給食センター
所 在 地	木津川市梅美台8丁目2番地2
敷 地 面 積	14,799.86 m ² （うち平場面積約7,000 m ² ）
建 築 面 積	2,446.47 m ²
建 物 構 造	鉄骨造 2階建
建 築 年 月	令和2年2月竣工
運 営 方 式	フルドライシステム・2献立
コ ン テ ナ 台 数	令和7年度 57台
調 理 予 定 日 数	小学校 189回 中学校 178回 幼稚園 100回 給食センター 195回
調 理 予 定 食 数	令和7年度以降 約6,300食
使 用 食 器	PEN食器4種類

施設 の 名 称	木津川市立第二学校給食センター
所 在 地	木津川市加茂町大野石部61番地1
敷 地 面 積	2,376.89 m ²
建 築 面 積	1,338.92 m ²
建 物 構 造	鉄骨造 2階建
建 築 年 月	平成22年4月竣工
運 営 方 式	フルドライシステム
コ ン テ ナ 台 数	令和7年度 24台
調 理 予 定 日 数	小学校 189回 中学校 178回 給食センター 195回

調理予定食数	令和7年度以降 約2,200食
使用食器	強化磁器

3. 業務内容（仕様書のとおり。）

- (1) 食材等の検収及び保存
- (2) 調理業務
- (3) 配缶業務
- (4) 洗浄及び消毒業務
- (5) 配送及び回収業務
- (6) 残菜及び厨芥集積業務
- (7) 食物アレルギーへの対応
- (8) 衛生管理業務
- (9) 施設及び設備清掃業務
- (10) 前各号に付帯する業務

4. 事業期間

委託契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで。

ただし、業務委託期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

(5年間)

第3章 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の資格要件

応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- ①市の令和5年度・6年度の入札参加資格を有し、かつ「給食運営」の業種区分で登録を受けていること。
- ②法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を3年以上有していること、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の実績を5年以上有していること。
- ④製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑤契約締結時点で②から④までの要件を満たす履行保証人を確保できること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- ①他の応募事業者と資本関係又は人的関係のある者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ③市の競争入札における指名停止期間である者。
- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
- ⑤国税又は地方税を滞納している者。
- ⑥過去5年以内に集団給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた者。
- ⑦食品衛生法第55条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とする。ただし、応募資格確認後から選定結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属するものとする。

(4) 提出書類の取扱い

市が受理した提出書類については変更できないものとし、返却しない。

(5) 資料の取扱い

提出書類作成に伴い市より受領した資料は、市の了解なく公表又は第三者に

対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁止する。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①参加表明書の提出時から受託事業者の決定までの期間に、応募事業者が不渡り手形又は不渡り小切手を出した場合。
- ②同一の応募事業者が複数の提案を行った場合。
- ③同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合。
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤著しく信義に反する行為があった場合。

(7) 委託業務における契約上限額の公表

見積書の作成にあたっては、次の額以内とする。

¥1,460,000,000円※

※5年間合計額。取引に係る消費税及び地方消費税を含まず。

(8) その他

- ①市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同一の効力を有するものとする。
- ②本募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

第4章 事業者募集等のスケジュール

1. スケジュール表

募集から業務開始までのスケジュール予定は、次表のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和6年7月 12日 (金)
募集要項等に関する質問の受付	令和6年7月 12日 (金) ~ 23日 (火)
募集要項等に関する質問の回答	令和6年7月30日 (火)
参加表明書 (兼参加資格審査申請書) の提出期間	令和6年8月2日 (金) ~ 8月6日 (火)
参加表明書 (兼参加資格審査申請書) の結果通知	令和6年8月13日 (火)
提案書の提出	令和6年8月13日 (火) ~ 20日 (火)
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年8月下旬
選定結果の通知	令和6年9月上旬
受託事業者の決定	令和6年9月中旬

業務開始準備	契約締結後から令和7年3月31日（月）
業務開始	令和7年4月1日（火）

2. 募集要項等の公表

募集要項等を市のホームページにおいて、次のとおり同日から公開する。

(1) 配布日時

期間…令和6年7月12日（金）から

(2) 公表書類

- ①木津川市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業「募集要項」
- ②同上「仕様書」・・・資料1
- ③同上「様式集」・・・資料2
- ④同上 その他資料

3. 募集要項等に関する質問の受付など

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。また、回答は市ホームページにおいて公開することによって行う。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

(2) 受付日時

令和6年7月12日（金）午前9時から7月23日（火）午後4時まで

(3) 回答期日

令和6年7月30日（火）

(4) Eメールアドレス

kamo-kyushoku@city.kizugawa.lg.jp

4. 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次の要件により提出すること。

(1) 提出期間

令和6年8月2日（金）午前9時から8月6日（火）午後4時まで

(2) 提出書類

- ①参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）・・・1部
- ②様式第2号に添付する書類・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

(3) 提出先

木津川市教育委員会教育部学校教育課第二学校給食センター
〒619-1143 木津川市加茂町観音寺石部61番地1
電 話： 0774-76-0031 FAX：0774-76-0032
E-mail：kamo-kyushoku@city.kizugawa.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参または郵送（書留）、宅配便とする。それ以外の方法による提出は認めない。ただし、郵送する場合は8月6日（火）午後4時までに必着とする。

また、会社の概要については、次のとおり提出すること。

- ・会社の沿革、組織、経営状況調査表及び直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をA4版フラットファイル（縦型）に綴じ、また、ファイルの表紙及び背表紙に、応募者名を記載すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。

5. 提案書の提出

応募事業者は、審査に係る提案書類を次により提出すること。

(1) 提出期間

令和6年8月13日（火）から令和6年8月20日（火）までの午前9時から午後4時まで。

(2) 提出書類

- ①提案書（様式第3号～12号）・・・・・・・・・・・・・・正1部・副10部
- ②見積書（様式第14号）・・・・・・・・・・・・・・正1部・副10部
- ③会社概要・・・・・・・・・・・・・・正1部・副10部

(3) 提出先・・・木津川市教育委員会教育部学校教育課第二学校給食センター

(4) 提出方法

①提案書を直接持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

②提案書の様式

- ・A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。
- ・提案書（様式第3号～12号）について記載すること。
- ・「木津川市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業に関する提案書」と記載した表紙を付けること。表紙及び提案書には事業者名・代表者名を記載しないこと。

③無効（失格）となる提案書

- ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

④見積書（様式第14号）

- ・見積額は、毎年度ごとに記載すること。
- ・仕様書に基づき作成すること。
- ・見積書に、年度ごとの詳細な積算内訳書を添付すること。
- ・見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印とする。

- ・見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。
- ・見積書に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

6. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 日時及び場所

令和6年8月下旬で、日時及び場所は別途通知する。

(2) 実施時間

60分程度

プレゼンテーション35分（準備時間含む）

質疑時間 25分

(3) 出席者

3名までとする。

(4) 準備物

プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。（スクリーンは、市で準備。）

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

書類の受付順とする。

7. 選定結果の通知

選定結果については、文書にて通知する。

第5章 提案書等の審査方法

1. 選定委員会の設置

木津川市立学校給食センター調理・配送等業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定審査する。

2. 審査の方法

(1) 公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 受託候補者は、選定委員会の審査に基づき選定する。

(3) 応募事業者資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書類により、本募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は、失格とする。

上記応募事業者資格の確認審査を経て、提案書、見積書、会社概要及び受託実績等について、受託候補者選定基準に基づき採点し、得点の高い上位5事業者を選定する。ただし、応募事業者が5事業者に満たない場合又は同得点の事業者が5事業者を超えて存在する場合は、この限りではない。

- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査
 選定された事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、受託候補者選定基準に基づき採点する。選定委員会は、応募事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査し、受託候補者を選定する。
- (5) 受託候補者の決定
 市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。
- (6) 選定結果は、応募事業者すべてに通知する。
- (7) 受託候補者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。
 なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った応募事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

第6章 提案書等に関する条件

1. 委託料等に関する条件

(1) 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月業務終了後直ちに、市に提出すること。市は、業務完了報告書を受理したときは、業務が本業務委託契約等に適切に履行されているかどうかを確認する。

(2) 委託料の支払い

委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとに支払う。市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

なお、市が支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とする。この場合において、各月の委託料は百円未満は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は毎年度最終月の請求に加えること。

(3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（基本給食実施回数×基本調理食数。詳細は仕様書へ記載。）と実際の年間調理食数が著しく異なった場合には、市と事業者と協議の上、委託料の額を変更することがある。

2. リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次表のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託事業者の事業放棄・破綻		○

不可抗力リスク	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	事業内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	仕様書不適合		○
	上記以外		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

3. 遵守法令

- (1) 法令・「学校給食法、食品衛生法」、「労働基準法等」の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等・「学校給食衛生管理基準」、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）及びその他関連要綱等

第7章 委託事業実施に関する事項

1. 業務委託の継続が困難になった場合の措置

(1) 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責に帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合には、市は受託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は受託事業者に対し、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

(2) 市の債務不履行の場合

①市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になったときは、受託事業者は契約を解除できる。

②前号の場合において、受託事業者が契約を解除したときは、受託事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、市及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議する。

一定期間内に協議が整わないときは、市又は受託事業者は、相手方に対する事前の通知により契約を解除できる。

(4) その他

事業予定者（受託候補者）が契約を締結しない場合は、評価の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合に契約を締結する。

2. 市による本委託事業の実施状況の監視

市は、業務委託契約に基づき受託事業者が行う本委託事業の実施状況の監視を次のとおり実施する。

(1) モニタリング

受託事業者が行う業務について、定期又は随時に監視を行う。

(2) 支払いの減額等

業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

3. 連絡調整会議の設置

調理業務等の円滑な推進を図るため、市と受託事業者による連絡調整会議を設置する。

4. 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりとする。

担当部署：木津川市教育委員会教育部学校教育課第二学校給食センター

住 所： 〒619-1143 木津川市加茂町観音寺石部6 1 番地 1

電 話： 0774-76-0031 FAX：0774-76-0032

E-mail： kamo-kyushoku@city.kizugawa.lg.jp